

要求水準書 新旧対照表

頁	資料	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	修正前	修正後
20		2	1	5		②	i)	下水道	事業予定地からの下水接続計画については事業者の提案によるが、区域外流入については管理者との協議を行うこと。	事業予定地からの下水接続計画については事業者の提案によるが、区域外流入については管理者との協議を行うこと。なお、用水路(ボックス)の基礎にある地盤改良部分(厚さ1.0m)よりも0.30m以上深い位置を横断させること。施工時期は、平成26年10月～平成27年3月もしくは平成27年10月～平成28年1月までの間とすること。
27		2	2	1	###		i)	駐車場	吉川市まちづくり整備基準条例第10条(5)に則り、建築物の延べ面積100㎡当たり1台以上の駐車場を確保すること。従業員の駐車スペースは必要に応じ、近接地に確保すること。	吉川市まちづくり整備基準条例第10条(5)に則り、建築物の延べ面積100㎡当たり1台以上の駐車場を確保すること。市職員用を7台程度、来客用を10台程度確保し、それ以外の部分については従業員の駐車スペースとして利用可能とする(駐車場使用料は、1台当たり3,500円/月程度を想定)。なお、不足する場合は、必要に応じ、近接地に駐車場を確保すること。
36		3	3	4	(2)		i)	既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務	既存の第一学校給食センター及び第二学校給食センター(杭撤去を含む)、関小学校給食調理場及び栄小学校給食調理場(「資料13 既存学校給食調理場現況図」参照)を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。	既存の第一学校給食センター及び第二学校給食センター(第一学校給食センター: GL-2.5mまでの杭撤去を含む、第二学校給食センター: 全杭撤去を含む)、関小学校給食調理場及び栄小学校給食調理場(「資料13 既存学校給食調理場現況図」参照)を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。
36		3	3	4	(2)		iv)	既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務	既存学校給食センターの解体後の敷地は更地とし、外部からの侵入を防ぐ対策を講ずること(鉄線フェンス等による外周囲み)。	既存学校給食センターの解体後の敷地は更地(アスファルト舗装、既存フェンスの撤去も含む)とし、外部からの侵入を防ぐ対策を講ずること(鉄線フェンス等による外周囲み)。
10								什器・備品等リスト(参考仕様)	—	重複していたNo.168～No.199は削除し、備考欄の「別途」を削除もしくは「含む」に修正。